

○狭山市市民交流センター条例

平成23年6月27日

条例第6号

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 狭山市市民センター（第3条—第17条）

第3章 狭山市総合子育て支援センター（第18条—第34条）

第4章 狭山市立中央公民館、入間川地区センター及び狭山市男女共同参画センター（第35条—第37条）

第5章 雑則（第38条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、市民の生活及び文化の拠点となる場を提供し、市民の交流及び幅広い活動の推進を図り、まちの活性化、にぎわいの創出並びに市民福祉の向上に寄与することを目的とした複合施設である狭山市市民交流センターに関し必要な事項を定めるものとする。

（構成施設）

第2条 狭山市市民交流センターは、次に掲げる施設をもって構成する。

- （1）狭山市市民センター
- （2）狭山市総合子育て支援センター
- （3）狭山市立中央公民館
- （4）入間川地区センター
- （5）狭山市男女共同参画センター

第2章 狭山市市民センター

（設置）

第3条 市民の自主的な活動を促進し、地域文化の創造と発展を図るため、狭山市市民センター（以下「市民センター」という。）を狭山市入間川1丁目3番1号に設置する。

（業務）

第4条 市民センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 市民の自主的な活動の支援に関する事。
 - (2) 市民活動に関する情報提供に関する事。
 - (3) コミュニティホール、研修室、会議室、音楽スタジオ、遊戯スペース及び附属備品等（以下この章において「施設等」という。）の利用に関する事。
 - (4) その他市民センターの設置の目的を達成するために必要な事業に関する事。
- （休業日）

第5条 市民センターの休業日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、市長は、特に必要と認めるときは、休業日を変更し、又は臨時に休業日設けることができる。

（利用時間）

第6条 市民センターの利用時間は、午前8時（施設等の利用にあつては、午前9時）から午後10時までとする。ただし、市長は、事情によりこれを変更することができる。

（利用の許可）

第7条 市民センターの施設等を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の許可は、当該許可に係る事項が次の各号のいずれかに該当する場合は、これをしてはならない。

- (1) 市民センターの管理上支障があると認められるとき。
- (2) 公共の福祉を阻害するおそれがあると認められるとき。
- (3) その他市民センターの設置の目的に反すると認められるとき。

3 市長は、第1項の許可をする場合において、必要があるときは、当該許可に係る利用について条件を付することができる。

（利用権の譲渡等の禁止）

第8条 前条第1項の許可を受けた者（以下この章において「利用権利者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

（遵守事項及び指示）

第9条 市長は、市民センターの利用者の遵守事項を定め、及び市民センターの管理上必要があるときは、その利用者に対し、その都度適宜な指示をすることができる。

（利用の条件の変更、停止及び許可の取消し）

第10条 市長は、利用権利者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は市民セン

ターの管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

(1) 第7条第3項の規定による条件に違反したとき。

(2) 前条の規定による遵守事項及び指示に違反したとき。

(3) 不正な手段によって利用の許可を受けたとき。

2 市長は、利用権利者が前項各号のいずれかに該当する理由により、同項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(損害賠償)

第11条 市民センターの利用者は、自己の責めに帰すべき理由により、その利用中に、市民センターの施設若しくは設備を損傷し、又は市民センターの物品を紛失し、若しくは損傷したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。

(入場の禁止等)

第12条 市長は、市民センターの秩序を乱し、若しくは乱すおそれがある者の入場を禁止し、又はその者に対し、市民センターからの退場を命ずることができる。

(使用料)

第13条 利用権利者は、別表に定めるところにより、使用料を納付しなければならない。

(利用料金)

第14条 前条の規定にかかわらず、指定管理者（第17条第1項に規定する指定管理者をいう。以下この条において同じ。）に市民センターの管理を行わせる場合においては、利用権利者は、市民センターの利用に係る料金（以下この章において「利用料金」という。）を指定管理者に納付しなければならない。

2 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(使用料の減免)

第15条 市長は、第7条第1項の許可に係る利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。

(1) 公用若しくは公共用又は公益を目的とする事業の用に供するため市民センターの施設等を利用するとき。

(2) その他特別な理由があるとき。

(使用料の還付)

第16条 既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付する。

(1) 市民センターの管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。

(2) 利用権利者の責めに帰することができない理由により、市民センターの施設等を利用できないとき。

(3) その他市長が還付することが適当と認めたとき。

(指定管理者による管理)

第17条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に市民センターの管理を行わせることができる。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

(1) 第4条各号に掲げる業務

(2) 市民センターの施設及び設備の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

3 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い、市民センターの管理を行わなければならない。

4 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における第5条ただし書、第6条ただし書、第7条第1項及び第3項、第9条、第10条、第12条、第15条並びに第16条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第5条ただし書中「認めるときは」とあるのは「認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て」と、第6条ただし書中「事情により」とあるのは「事情があるときは、あらかじめ市長の承認を得て、」と、第15条（見出しを含む。）及び第16条（見出しを含む。）中「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

第3章 狭山市総合子育て支援センター

(設置)

第18条 乳幼児（小学校就学の始期に達するまでの者をいう。以下この章において同じ。）及びその保護者に対し、子育てに係る総合的な支援を推進し、乳幼児及びその家庭の福祉の向上を図るため、狭山市総合子育て支援センター（以下「子育て支援センター」という。）を狭山市入間川1丁目3番1号に設置する。

(業務)

第19条 子育て支援センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 親子の交流の機会及び場所の提供に関する事。
- (2) 子育てに係る情報の提供に関する事。
- (3) 子育てに係る相談に関する事。
- (4) 子育てに係る講習の実施に関する事。
- (5) 子育ての支援に取り組む個人及び団体の育成及び活動の支援に関する事。
- (6) 幼児(満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。以下この章において同じ。)を対象とした一時預かり保育室(以下「一時預かり保育室」という。)の利用に関する事。
- (7) その他子育て支援センターの設置の目的を達成するために必要な事業に関する事。

(職員)

第20条 子育て支援センターに、所長その他必要な職員を置く。

(休業日)

第21条 子育て支援センターの休業日は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める日とする。ただし、市長は、特に必要と認めるときは、休業日を変更し、又は臨時に休業日を設けることができる。

- (1) 第19条各号(第6号を除く。)に掲げる業務 次に掲げる日
 - ア 毎月の第3日曜日
 - イ 12月29日から翌年の1月3日までの日
- (2) 第19条第6号に掲げる業務 12月29日から翌年の1月3日までの日
(一部改正〔令和5年条例23号〕)

(利用時間)

第22条 子育て支援センターの利用時間は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。ただし、市長は、事情によりこれを変更することができる。

- (1) 第19条各号(第6号を除く。)に掲げる業務 午前8時から午後6時まで
- (2) 第19条第6号に掲げる業務 午前8時から午後8時まで
(一部改正〔令和5年条例23号〕)

(利用対象者)

第23条 子育て支援センターを利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 乳幼児及びその保護者
 - (2) その他市長が適当と認める者
- (利用の許可)

第24条 子育て支援センターの一時預かり保育室を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の許可は、当該許可を受けようとする者が第29条各号のいずれかに該当する場合は、これをしてはならない。

3 市長は、第1項の許可をする場合において、必要があるときは、当該許可に係る利用について条件を付することができる。

(利用権の譲渡等の禁止)

第25条 前条第1項の許可を受けた者(以下この章において「利用権利者」という。)は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(遵守事項及び指示)

第26条 市長は、子育て支援センターの利用者の遵守事項を定め、及び子育て支援センターの管理上必要があるときは、その利用者に対し、その都度適宜な指示をすることができる。

2 第34条第1項の規定により、指定管理者に管理を行わせる場合においては、一時預かり保育室に限り、前項の規定にかかわらず、当該指定管理者は、利用権利者の遵守事項を定め、及び一時預かり保育室の管理上必要があるときは、その利用権利者に対し、その都度適宜な指示をすることができる。

(利用の条件の変更、停止及び許可の取消し)

第27条 市長は、利用権利者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は一時預かり保育室の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) 第24条第3項の規定による条件に違反したとき。
- (2) 前条第1項の規定による遵守事項及び指示に違反したとき。
- (3) 不正な手段によって利用の許可を受けたとき。

2 市長は、利用権利者が前項各号のいずれかに該当する理由により、同項の処分を

受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(損害賠償)

第28条 子育て支援センターの利用者は、自己の責めに帰すべき理由により、その利用中に、子育て支援センターの施設若しくは設備を損傷し、又は子育て支援センターの物品を紛失し、若しくは損傷したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。

(入場の禁止等)

第29条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者の入場を禁止し、又はその者に退場を命ずることができる。

- (1) 感染症と認められる者
- (2) 子育て支援センターの秩序を乱すおそれがあると認められる者
- (3) その他子育て支援センターの管理上支障があると認められる者

(使用料)

第30条 利用権利者は、幼児1人の利用につき、次の表に定めるところにより、使用料を納付しなければならない。

利用時間	金額
1時間まで	300円
1時間を超え1時間まで増すごとに	300円

(一部改正〔平成27年条例30号〕)

(利用料金)

第31条 前条の規定にかかわらず、第34条第1項の規定により、指定管理者に子育て支援センターの管理を行わせる場合においては、利用権利者は、一時預かり保育室の利用に係る料金（以下この章において「利用料金」という。）を指定管理者に納付しなければならない。

2 利用料金の額は、前条に定める額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(使用料の減免)

第32条 市長は、第24条第1項の許可に係る利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 公用若しくは公共用又は公益を目的とする事業の用に供するため一時預かり

保育室を利用するとき。

(2) その他特別な理由があるとき。

(使用料の還付)

第33条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付する。

(1) 一時預かり保育室の管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。

(2) 利用権利者の責めに帰することができない理由により、一時預かり保育室を利用できないとき。

(3) その他市長が還付することが適当と認めたとき。

(指定管理者による管理)

第34条 市長は、指定管理者に子育て支援センターの管理を行わせることができる。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

(1) 第19条第6号に規定する業務

(2) 前号に規定するもののほか、市長が必要と認める業務

3 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い、子育て支援センターの管理を行わなければならない。

4 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における第24条第1項及び第3項、第27条、第32条並びに第33条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第27条第1項第2号中「前条第1項」とあるのは「前条第2項」と、第32条（見出しを含む。）及び第33条（見出しを含む。）中「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

第4章 狭山市立中央公民館、入間川地区センター及び狭山市男女共同参画センター

(狭山市立中央公民館)

第35条 狭山市立中央公民館については、狭山市立公民館条例（昭和53年条例第20号）の定めるところによる。

(入間川地区センター)

第36条 入間川地区センターについては、狭山市地区センター設置条例（昭和32年条例第17号）の定めるところによる。

(狭山市男女共同参画センター)

第 37 条 狭山市男女共同参画センターについては、市長が別に定めるところによる。

第 5 章 雑則

(委任)

第 38 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第 14 条、第 17 条第 4 項（第 15 条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、第 16 条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替える部分に限る。）、第 31 条及び第 34 条第 4 項（第 32 条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、第 33 条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替える部分に限る。）の規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 24 年規則第 34 号で、同年 7 月 18 日から施行)

附 則 (平成 27 年 9 月 30 日条例第 30 号)

- 1 この条例は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 30 条の規定は、平成 27 年 11 月 1 日以後の施設の利用について適用し、同日前の施設の利用については、なお従前の例による。

附 則 (平成 31 年 3 月 20 日条例第 3 号)

- 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前にされた施設の利用申請に係る利用許可については、なお従前の例による。

附 則 (令和 5 年 12 月 18 日条例第 23 号)

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 22 条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (令和 7 年 10 月 1 日条例第 16 号)

- 1 この条例は、令和 8 年 2 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 2 項の表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に申請される令和 8 年 4 月 1 日以後の施設の利用について適用し、施行日前に

申請された同月 1 日以後の施設の利用については、なお従前の例による。

別表（第 13 条、第 14 条関係）

（一部改正〔平成 31 年条例 3 号・令和 7 年 16 号〕）

1 コミュニティホールの使用料額表

（単位 円）

利用形態	利用区分			
	午前	午後	夜間	全日
舞台装置、音響装置のいずれも使用しない場合	8,000	8,000	8,000	21,600
舞台装置、音響装置のうちいずれか一方の装置を使用する場合	10,000	10,000	10,000	27,000
舞台装置、音響装置のいずれも使用する場合	12,000	12,000	12,000	32,400

備考 利用区分のうち、「午前」とは午前 9 時から午後 1 時まで、「午後」とは午後 1 時 30 分から午後 5 時 30 分まで、「夜間」とは午後 6 時から午後 10 時までをいう。

2 研修室、会議室、音楽スタジオ及び遊戯スペースの使用料額表

（単位 円）

施設の名称	利用区分					
	午前 9 時から午前 11 時まで	午前 11 時から午後 1 時まで	午後 1 時から午後 3 時まで	午後 3 時から午後 5 時まで	午後 5 時から午後 7 時まで	午後 7 時から午後 10 時まで

研修室	600	600	600	600	600	900
会議室	300	300	300	300	300	450
音楽スタジオ	400	400	400	400	400	600
遊戯スペース	300	300	300	300	300	450

備考 遊戯スペースは、専用して使用する場合以外は、無料開放とする。

- 3 許可に係る利用区分が1利用区分を超えて利用する場合の使用料は、それぞれの利用区分に規定する額の合計額とする。
- 4 利用権利者が入場料その他これに類する料金（以下「入場料等」という。）を徴収する場合には、許可に係る利用区分のうち、入場料等を徴収する利用区分に規定する額（入場料等を徴収する利用区分が1利用区分を超えるときは、それぞれの利用区分に規定する額の合計額）に、100分の50を乗じて得た額（10円未満は切捨て）を加算する。
- 5 利用権利者が物品等の販売又は有償での役務の提供（以下「販売等」という。）を行う場合には、許可に係る利用区分のうち、販売等を行う利用区分に規定する額（販売等を行う利用区分が1利用区分を超えるときは、それぞれの利用区分に規定する額の合計額）に、100分の50を乗じて得た額（10円未満は切捨て）を加算する。
- 6 本市並びに所沢市、飯能市、入間市及び日高市に住所を有しない個人又は法人その他の団体が第1項及び第2項の施設を利用する場合の使用料は、それぞれの施設の使用料額の100分の150の額（10円未満は切捨て）とする。
- 7 附属備品等の使用料は、規則で定める。